

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人愛應会（以下「事業者」という。）が開設する、医療法人愛應会騎西病院（以下「事業所」という。が行う通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にある高齢者等（以下、「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定通所リハビリテーションの従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
 - 3 指定介護予防通所リハビリテーションの従事者は、要支援者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 通所リハビリテーション（介護予防）事業を行う主たる事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人 愛應会 騎西病院
- 二 所在地 加須市日出安 1321番地 （騎西病院隣）
- 三 事業単位 1単位
- 四 定員 35名

（事業所の職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 1人（常勤）
医師は、通所リハビリテーション（介護予防）従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。
- 二 看護職員 1人以上
- 三 理学療法士 1人以上
理学療法士、看護職員は、通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供する。
- 四 介護職員 2人以上（常勤）
介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介護及び援助を行う。
- 五 管理栄養士 1人（常勤、病院職員との兼務）
管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 六 調理員 1人（常勤、病院職員との兼務）
調理員は、献立に基づき、給食の調理配膳を行う。
- 七 運転手 6人以上（非常勤、病院職員との兼務）
送迎車輛の運転を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月30日から1月3日及び祝祭日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所リハビリテーション(介護予防)の留意事項は次のとおりとする。

- 一 通所リハビリテーション(介護予防)の提供にあたっては、次条第1項に規定する通所リハビリテーション(介護予防)計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 通所リハビリテーション(介護予防)従業者は、指定通所リハビリテーション(介護予防)の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 通所リハビリテーション(介護予防)の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション〔介護予防〕計画の作成)

第7条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーション(介護予防)の提供に当たる通所リハビリテーション従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション(介護予防)計画を作成するものとする。

- 2 医師等の従業者は、通所リハビリテーション(介護予防)計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防)計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防)従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション(介護予防)計画に従ったサービスの実施状況およびその評価を診療記録に記載する。
- 5 医師等の従業者は、通所リハビリテーション(介護予防)計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション(介護予防)計画を利用者に交付するものとする。

(指定通所リハビリテーション〔介護予防〕の利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定通所リハビリテーション(介護予防)の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - 一 通常の時間を超え通所リハビリテーションを受ける場合 30分500円
 - 二 食事負担金(おやつ含む) 721円
 - 三 その他の費用 紙オムツ代 1枚185円
 教養娯楽費(レクリエーション等教材費) 1日103円 但し上限額412円

※ 指定通所リハビリテーション(介護予防)の提供において提供される便宜のうち日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、加須市(但し旧騎西町及び旧加須市区域とする。)久喜市菖蒲町菖蒲及び久喜市菖蒲町新堀とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーション（介護予防）に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所リハビリテーション（介護予防）の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者係わる居宅支援事業所〔介護予防にあつては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(感染症対策及び衛生管理等)

第13条 事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、指針の整備、委員会の開催、研修の実施、専任担当者を定めるなど必要な措置を講ずる。

2 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

3 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止すると共に、蔓延する事がないよう、水廻り設備等の衛生的な管理を行う。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制において早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、指針の整備、委員会の開催、研修の実施、専任担当者を定めるなど必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止・身体拘束等)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生又はその再発を防止する為、指針の整備、委員会の開催、研修の実施、専任担当を定めるなど必要な措置を講ずる。

2 事業所は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

3 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し保管する。

(苦情処理)

第16条 事業の提供に係わる利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護・秘密保持)

第17条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及び、その家族の個人情報については事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しない。外部への情報提供については、予め文書により利用者及び、その家族の了承を得るものとする

3 事業所は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、他の業務に従事することとなった場合及び退職後においても同様とする。

(記録の整備)

第18条 事業所に関する諸記録を整備し、定められた期間において保存をする。

(ハラスメント対策)

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントや利用者又はその家族からのハラスメントにより、就業環境が害される事や、サービスの質の低下、信頼関係の悪化を防止するため必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人愛應会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。
- 3 その他、介護保険法の改正があった際には、それに基づき運営する。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成13年11月 1日から施行する。
この規程は、平成14年 2月 1日から施行する。
この規定は、平成17年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成17年10月 1日から施行する。
この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成18年11月 1日から施行する。
この規定は、平成20年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成21年 1月 1日から施行する。
この規定は、平成21年 3月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 3月23日から施行する。
この規定は、平成22年 8月 1日から施行する。
この規定は、平成29年 5月30日から施行する。
この規定は、令和 2年 6月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。